

有機酒類の輸出入が可能になります！

○2025年10月1日(水曜日)から、英国、米国、オーストラリア、ニュージーランドとの間で有機酒類の同等性が発効。

○輸出入に係る手数料や手間が軽減され、有機日本酒等の輸出拡大が期待。

2025年10月1日(水曜日)から、有機 JAS 認証を受けた有機酒類について、有機(organic)と表示して、英国及び米国へ輸出できるようになります。これにより、有機日本酒等の輸出拡大が期待されます。

また、輸入については、英国、米国、オーストラリア及びニュージーランドによる認証を受けた有機酒類に、JAS 制度に基づき「有機」等と表示することができるようになります。



1. 経緯

これまで、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、日本と英国、米国、オーストラリア及びニュージーランドとの間において有機 JAS 制度に基づく輸出入がなされてきました（英国及びニュージーランドについては有機畜産物及びその加工食品を除く）。

2022年10月から有機酒類が有機 JAS の対象になったことから、農林水産省及び国税庁が英国、米国、オーストラリア及びニュージーランドと協議を行ってきた結果、有機酒類についても、有機 JAS 制度に基づき輸出入できるようにな

りました。これにより、有機食品の輸出入に係る手数料や手間が軽減され、輸出拡大が期待されます。

2. 日本と英国の輸出入について

有機酒類に関し、英国と合意した相互承認の内容は次のとおりです。

(1) 日本から英国への輸出について

1. 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で製造、加工され、格付された有機酒類

2. 生産基準

有機加工食品の日本農林規格(令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号)

3. 発効日

2025 年 10 月 1 日（水曜日）

(2) 英国から日本への輸入について

1. 対象範囲

英国の有機制度に基づき、最終的に英国内で製造、加工され、認証された有機酒類

2. 生産基準

イングランド、スコットランド及びウェールズにおいては、Regulation (EC) No 834/2007

北アイルランドにおいては、Regulation (EU) 2018/848

3. 発効日

2025 年 10 月 1 日（水曜日）

3. 日本と米国の輸出入について

有機酒類に関し、米国と合意した相互承認の内容は次のとおりです。

(1)日本から米国への輸出について

1.対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で製造、加工され、格付された有機酒類

2.生産基準

有機加工食品の日本農林規格(令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号)

3.発効日

2025 年 10 月 1 日（水曜日）

(2)米国から日本への輸入について

1.対象範囲

米国の有機制度に基づき、最終的に米国内で製造、加工され、認証された有機酒類

2.生産基準

National Organic Program

3.発効日

2025 年 10 月 1 日（水曜日）

4. 日本とオーストラリアの輸出入について

有機酒類に関し、オーストラリアと合意した内容は次のとおりです。

(1)日本からオーストラリアへの輸出について

オーストラリアの有機制度では、第三者認証等の根拠に基づき「オーガニック」等の表示をすることができます。これまでどおり、有機 JAS 制度に基づき格付された有機酒類は「オーガニック」等の表示をして輸出可能です。

(2)オーストラリアから日本への輸入について

1.対象範囲

オーストラリアの有機制度に基づき、最終的にオーストラリア内で製造、加工され、認証された有機酒類

2.生産基準

National Standard for Organic and Biodynamic Produce

3.発効日

2025 年 10 月 1 日（水曜日）

5. 日本とニュージーランドの輸出入について

有機酒類に関し、ニュージーランドと合意した内容は次のとおりです。

(1)日本からニュージーランドへの輸出について

ニュージーランドの有機制度では、第三者認証等の根拠に基づき「オーガニック」等の表示をすることができます。これまでどおり、有機 JAS 制度に基づき格付された有機酒類は「オーガニック」等の表示をして輸出可能です。

(2)ニュージーランドから日本への輸入について

1.対象範囲

ニュージーランドの有機制度に基づき、最終的にニュージーランド内で製造、加工され、認証された有機酒類

2.生産基準

Official Organic Assurance Programme

3.発効日

2025 年 10 月 1 日（水曜日）

6. 参考

有機農産物等の輸出入に関する情報については、農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

7. 添付資料

有機 JAS 制度について (PDF : 419KB)

有機食品の同等性について (PDF : 323KB)



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部

食品製造課基準認証室

担当者：佐藤、是枝

代表：03-3502-8111（内線 4482）

ダイヤルイン：03-6744-7139